

## 社会福祉法人初生会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人初生会（以下当法人という）の役員及び評議員等（以下役員等という）の報酬及び出張旅費・費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 役員とは当法人の理事及び監事をいう。

2 評議員等とは当法人の評議員及び評議員選任・解任委員並びに苦情対応第三者委員をいう。

### (支給)

第3条 役員等に報酬及び出張旅費・費用弁償を支給する、ただし当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 同日に複数回の会議等に出席し又は法人及び施設の業務に携わった場合においても、報酬及び費用弁償を重複して支給しない。

### (出張旅費)

第4条 出張旅費とは役員等が法人及び施設の業務のため理事長の命により出張する場合の日当、交通費、宿泊費をいう。

### (費用弁償)

第5条 費用弁償とは役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席し、また監事監査及びその他の施設行事や施設運営に係わる業務のため出席した場合の交通費をいう。

### (報酬及び出張旅費・費用弁償の額)

第6条 報酬の額は別表に定めるところによる。但し、理事報酬については各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲内で、監事報酬については各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲内で支給する。

2 費用弁償は利用する交通手段の種類に係わらず別表に定める額とする。

3 出張旅費については（福）初生会旅費規程を準用する。

### (支出会計区分)

第7条 報酬及び出張旅費・費用弁償の支給に当たっては、評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会、監事監査等 法人の本来業務に携わる場合の支給については法人会計より支弁し、施設行事・財務経理業務等の施設運営に携わる場合の支給については施設会計より支弁することもできる。

### 附則

1、この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2、社会福祉法人初生会旅費規程は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

・令和 2 年 6 月 6 日一部改正

・令和 5 年 6 月 3 日一部改正

別表 (6 条関係)

役員等報酬

役 職	報 酬 額	費用弁償額
理 事 長	日額 10,000 円	~20 k mまで 500 円 20 k m超~ 1,000 円
理 事	日額 8,000 円	同上
監 事	日額 8,000 円	同上
評 議 員	日額 8,000 円	同上
評議員選任・解任委員	日額 5,000 円	同上
苦情対応第三者委員	日額 5,000 円	同上